

令和7年度 臨時評議員会 議事要旨

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 1 日 時 令和8年3月26日(木)
午前11時から午前11時58分まで
- 2 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番28号九段ファーストプレイス5階
公益財団法人東京都歴史文化財団 5階大会議室
- 3 評議員現在数 13名
- 4 定 足 数 7名(評議員現在数の過半数)
- 5 出席評議員 12名
評議員 両角 穰
評議員 小林 健二
評議員 清野 恵子
評議員 鵜崎 直行(午前11時8分～WEB出席)
評議員 三戸 安弥
評議員 石田 麻子
評議員 伊藤 淑子
評議員 大笹 吉雄
評議員 樺山 紘一
評議員 竹井 豊
評議員 日比野 克彦(WEB出席)
評議員 山本 信一郎
- 6 出席理事 1名
理事長 堤 雅史
- 7 出席監事 2名
監 事 飯塚 美紀子
監 事 延 與 桂
- 8 議 長 評議員 竹井 豊
- 9 審 議 事 項 第一号議案 令和8年度事業計画及び予算について
第二号議案 規程の改正について

10 議事の経過及び結果

(1) 議長就任

午前11時開会。WEB 会議システムにより出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に、適時かつ明瞭に意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。定款第18条の規定に基づき、竹井豊評議員が出席評議員の互選により議長に就任した。

本会が定足数を満たし、評議員会として有効に成立していることの報告があった後、出席評議員全員の委任を受けて、議長が、定款第20条第2項の規定に基づき本会の議事録署名人に石田評議員と山本評議員を選任し、議事に入った。

(2) 第一号議案 令和8年度事業計画及び予算について

ア 議案説明

配付資料に基づき、「令和8年度事業計画及び予算書(案)」及び「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」について、総務部長が議案の説明を行った。

イ 質疑応答

<評議員>

・質問を1点と要望意見を発言させていただく。令和3年度以降に実施されている>Welcome Youth 事業については、短期間の実施であるにもかかわらず、毎年度おおむね1万人を超える若者の利用があり、一定の実績を上げていると認識している。また、令和5年度には実施期間の拡大や公演への招待などの取組も行われており、本事業については一定の需要および効果が確認されているものと考えている。現在も事業が継続されているが、まず令和6年度における実施状況及び利用実績について伺う。

<総務部長>

・令和6年度については、劇場ホール公演に79名の参加があり、展覧会については1万4,601人の参加となっている。

<評議員>

・発言の通り、多くの方に利用されているものと認識している。また、都外の中学生も無料対象となるなど、利用対象の拡大が図られたことも利用増加の一因であると考え。さらに、本事業については、これまで数年にわたり実績を積み重ねてきており、今年度はスタンプラリーの実施など、新たな取組も行われているものと承知している。こうした点を踏まえ、利用している若者の声を把握し、今後の取組に生かしていただきたい。加えて、実施期間の拡大や大学生程度までの対象年齢の引き上げについて、また、>Welcome Youth にとどまらない子ども・若者向けの料金体系の見直しについても、前向きに検討していただきたい。

・要望意見として、3月31日に江戸東京博物館がリニューアルオープンするとのことであり、大変期待しているが、常設展示の中に「空襲と都民」のコーナーが新設されると聞いており、展示内容についてはいくつか懸念がある。まず、当時の様子が伝わりやすいよう、空襲関連の実物資料を新たに順次展示していくとのことであるが、平和祈念館の建設に向けて都民から提供された貴重な資料が多数ある中で、展示点数が限られている点は残念である。

・次に、都民の証言映像については常時視聴が可能とされているものの、視聴場所が7階の図書館に限られ、さらに座席数も2席のみと聞いている。これらは極めて貴重な証言であり、多くの来館者、社会科見学等で訪れる小中学生にも見ていただきたい。こうした点を踏まえ、来館者が7階まで足を運ばなくとも視聴できるよう、展示スペース内での視聴環境の整備など、より多くの方が自由に閲覧できる体制について、今後検討いただきたい。

<総務部長>

・当財団としては、今後も東京都の平和関連事業と連携した取組を進めてまいりたい。

<評議員>

・本件が令和8年度の事業に該当するか不明な点もあるため、確認の意味も含めて伺う。先日、東京都より、本年10月に世界都市文化フォーラム東京サミットが開催されるとの発表があり、江戸東京博物館も会場の一つとなっている。そこで、本サミットの開催に当たり、財団として何らかの取組を予定しているのかについて伺う。

<総務部長>

・世界都市文化フォーラム東京サミットについては、東京都と当財団が連携して実施する取組である。運営については当財団のアーツカウンシル東京が担うこととなっている。

<評議員>

・東京都美術館の運営について5点質問させていただく。1点目は施設稼働の最適化について伺う。東京都美術館条例第14条第2項第3号においては、「美術館の効用を多角的に発揮し、その利用の最大化を図らなければならない」と定められている。しかしながら、現状においては、集客のピークである土日が設営日に充てられているケースや、年間を通じて一定数の空室が生じているとの指摘を関係者から受け取っている。現在は日付単位での貸出しが行われているが、土日を確実に公開日に含めるため、曜日ベースでの貸出し等、運用サイクルの見直しについて方針があれば伺いたい。

<総務部長>

・曜日ベースでの貸出しサイクルの変更については、利用者側の準備や運営スケジュールへの影響、また展覧会内容の多様性への制約など、様々な課題があるものと認識している。ご意見を参考にしながら、今後、館の運営を適切に行ってまいりたい。

<評議員>

・2点目は、発生している空室のコマの活用について伺う。これらの空きコマについては、新たなジャンルや新規団体への貸出し、さらには複数団体による利用等、弾力的に活用する仕組みを構築すべきと考えるが、見解を伺う。

<総務部長>

・割り当て後に発生した空きコマについては、令和8年度から新たに追加募集制度を設け、これまで以上に柔軟に申し込みができるように対応している。また、複数団体による利用については、今後どのような対応が可能か検討してまいりたい。

<評議員>

・3点目として、東京都美術館条例第3条に掲げられている「文化の振興」を実現するためには、現代に即した情報発信が不可欠であると考え。しかしながら、現在、主催者による展示室内での動画撮影やSNSでの発信が一律に禁止されている。この状況は、集客の機会を逃すだけでなく、文化振興の観点からも損失となり得ると考える。ついては、主催者が動画撮影やデジタルプロモーションを適切に行えるよう、ガイドライン等の見直しを速やかに行う考えがあるか、伺いたい。

<総務部長>

・現在のガイドラインにおいては、展示作品の著作権保護、来館者の鑑賞環境の確保、利用団体との公平性等の観点から、公募棟展示室内での動画撮影及びSNS発信について一定の制限を設けてきた経緯がある。一方で、評議員のご指摘のとおり、デジタル技術を活用した情報発信やプロモーションは、集客や文化振興の観点から重要性を増していると認識している。このため、著作権の配慮や来館者のプライバシー保護、運営上の安全確保といった課題を踏まえつつ、館の事例等も参考にしながら、可能な対応について検討してまいりたい。

<評議員>

・4点目は、企業協賛の受け入れについて伺う。主催者側からは、獲得したスポンサーや協賛・協力企業のロゴをポスターや展示室内に掲示しようとしたところ、美術館側から「掲示しないでほしい」「ロゴは隠してほしい」と指示されたという声が上がっている。企業協賛の受け入れについては、既に改善が図られているものと承知しているが、主催者側が収益性を高める取組について、今後どのように考えているか、見解を伺いたい。

<総務部長>

・美術館の公共性や中立性の確保という観点から、特定の企業の営利を目的とするものと受け取られるような場合は、できる限り控えていただくよう対応している。

<評議員>

・最後に、アーティスト支援と作品販売について伺う。現在、美術館内での作品販売が禁止されていることにより、若手作家や学生が販売可能な民間ギャラリーに流出している現状が指摘されている。先ほどの企業協賛の内容にも関連するが、収益性の向上という観点から、展示室内での作品販売を一定のルールのもとで認めることや、美術館が手数料を得る仕組みを設けることで、アーティスト支援と美術館の自立的運営の両立を図ることが可能ではないかと考える。この点について見解を伺いたい。

<総務部長>

・美術館は、博物館資料や美術作品を収集・保管・展示し、調査・研究を行う施設として位置付けられており、作品販売を行うギャラリーとは異なる役割を担っていることから、展示室内での作品販売との両立は難しいと考えている。一方、当財団としては、アーティストが持続的に活動を継続していくためには経済基盤の強化が必要であると考え、助成金の支給や活動場所の確保等、様々な支援を行っている。また、館の自立的運営のためには、各館において専門性や多様な価値観を発揮し、集客力や発信力のある魅力的な展覧会を開催している。

<評議員>

・1点伺いたい。現在、国の文化施設における管理運営のあり方に変化が生じており、今年2月に示された次期中期目標では、国立文化財機構や国立美術館において、展示事業に係る自己収入割合を、中期目標期間中に100%、最終年度で65%以上とする数値目標が盛り込まれた。国立文化財機構の目標においては、各館の展示事業に係る自己収入割合が4年目時点で4割を下回る場合、予算削減や施設縮減、場合によっては閉館の可能性も想定されると聞いており、懸念が広がっている。私は文化施設の評価が入館者数や収入といった外形的な数値に強く引張られることは望ましくないと考えているが、一方で、財団として各館の収入確保も重要であると認識している。そこで、今後、財団として館運営に関するKPIの設定について、どのようにお考えかをお聞かせいただきたい。

<総務部長>

・文部科学省から示された中期目標については承知している。当財団は公益財団法人であり、収支相償が求められていることから国立美術館を運営している独立行政法人とは置かれている状況が異なると認識している。その上で、当財団としては、質の高く魅力的な展覧会を実施しつつ、収支相償を図っていく必要があると考えている。また、当財団では、入館者数の目標を定めており、これまで達成してきている。さらに令和6年度については、展覧会の好調もあり、自己収入割合も高い状況であった。今後も、現在定められている目標を達成できるよう、適切な運営を行ってまいりたい。

ウ 議決

議長が採決を求めたところ、第一号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(3) 第二号議案 規程の改正について

ア 議案説明

配付資料に基づき、規程の改正について総務部長が説明を行った。

説明終了後、質疑は特になかった。

イ 議決

議長が採決を求めたところ、第二号議案は全会一致をもって原案どおり可決された。

(4) 報告事項

ア 次期指定管理に向けた対応について

配付資料に基づき、次期指定管理に向けた対応について総務部長が報告を行った。

報告終了後、質疑は特になかった。

(5) その他（財団の運営全体に対する質問・意見等）

議長から財団の運営全体に関して質問・意見等を求めたところ、質疑は特になかった。

以上により、臨時評議員会の議事をすべて終了し、午前11時58分閉会した。